

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	地域経済循環創造事業
補 助 事 業 の 目 的	地域の金融機関等と連携しながら事業化に取り組む民間事業者等に対して必要となる経費を助成することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造する。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	総務大臣の交付決定があった地域経済循環創造事業交付金に係る事業を実施する民間事業者等
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	県と連携して実施する広域的な事業で、総務大臣の交付決定があった地域経済循環創造事業交付金に係る事業について事業化の段階で必要となる経費（地域経済循環創造事業交付金交付要綱第5に定める経費）
補 助 率	1/2以内
補 助 金 の 額	予算の範囲内で1事業あたり限度額を10,000千円（特に知事が認める場合は20,000千円）とする。 ※1 補助金：地域金融機関の融資＝1：1以上とする。 ※2 千円未満の金額については、これを切り捨てる。
適 用 除 外 す る 条 項	――
そ の 他 の 事 項	別紙のとおり

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 別記様式第 1 号- 1 及び第 1 号- 2
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助対象経費の10%以内の変更で、かつ、補助金額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で細部の変更をする場合
	(添付書類) 別途通知する
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 別途通知する
第 1 1 条	(添付書類) 別途通知する
	(指定期日) 事業完了後10日以内
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の規定に準ずる